

基礎研 レター

フリーランス保護新法の概要と影響

金融研究部 准主任研究員・ESG 推進室兼任 原田 哲志
(03)3512-1860 harada@nli-research.co.jp

1—フリーランス保護新法成立の背景

2023年4月28日に国会で「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（以下「フリーランス保護新法」）が成立した。同法は、公布から1年6カ月以内の施行することが定められている。フリーランス保護新法は、①特定受託事業者に係る取引の適正化と、②特定受託業務従事者の就業環境の整備を目的としている。

フリーランス保護新法が成立した背景には、①働き方の多様化によってフリーランスが増加、安心して働ける環境が必要となっていることや、②企業などとフリーランスの取引でトラブルが多数発生していることがある。

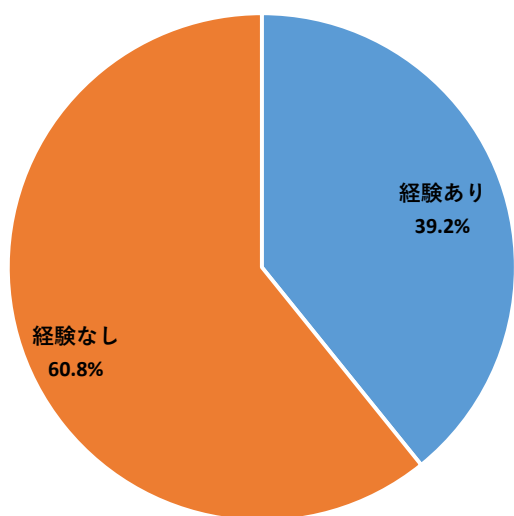
公正取引委員会などの調査によれば、フリーランスの39.2%が依頼者から納得できない行為を受けた経験があると回答している（図表1）。また、フリーランスとの取引について、取引条件や業務内容が、「示されていない」もしくは「不十分」と回答した割合が44.4%にのぼることが示されている（図表2）。

厚生労働省によればフリーランスの契約・仕事上のトラブルについての相談を受け付けるフリーランス・トラブル110番に寄せられた相談のうち、「報酬の支払い」や「契約内容」が5割強を占めている（図表3）。

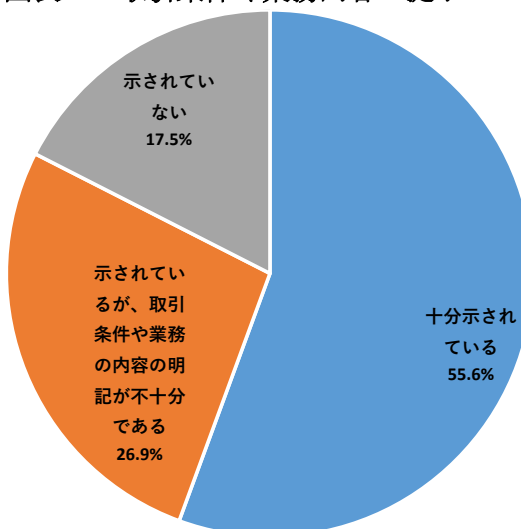
集団で事業を行う会社組織に対してフリーランスは個人で事業や取引を行うことが多く、情報収集力、交渉力や法律に関する知識などの格差から弱い立場に置かれやすいことが背景となっている。また、フリーランスは自身で事業を営んでいることから、原則として労働基準法の「労働者」とは認められず、労働基準法による保護を受けることはできない。

こうした中、働き方が多様化しフリーランスが増加する現在では、フリーランスが適正な取引を行い、働きやすい環境を構築していくことが求められている。

図表1 納得できない行為を受けた経験

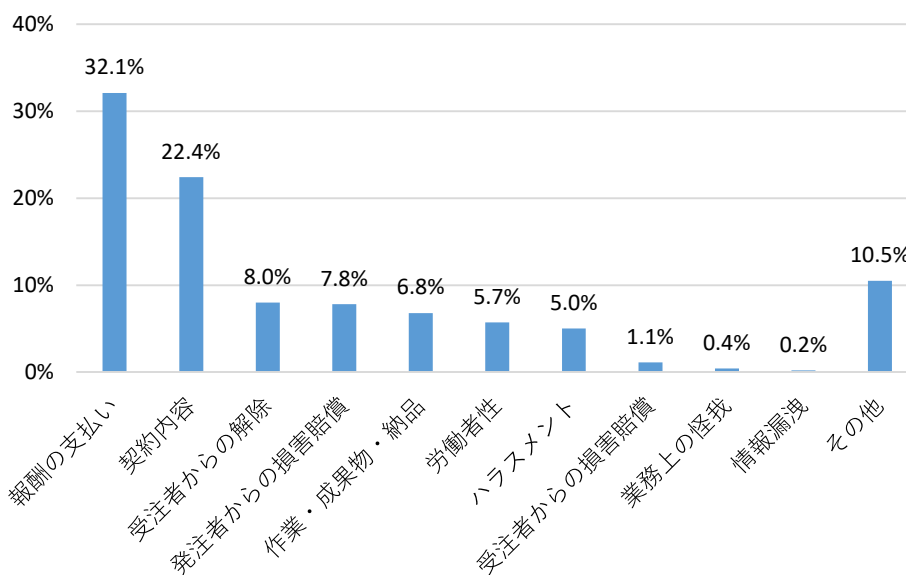


図表2 取引条件や業務内容の提示



(資料)公正取引委員会、「フリーランス新法の概要と施行に向けた準備の状況について」、2023年8月18日

図表3 フリーランス・トラブル110番 相談内容



(資料)厚生労働省、「フリーランス・トラブル110番の相談実績について」

(注) N=10,995 (令和3年2月～令和4年8月の相談7,643件の相談内容について複数該当有でカウント)

「報酬の支払い」：報酬の全額不払い、支払遅延、一方的減額など。

「契約内容」：契約条件が不明確・契約書不作成等、作業開始後の契約の一方的打ち切りなど。

「作業・成果物・納品」：作業時間、作業内容・仕様の変更、成果物の受取拒否、知的財産権など。

「その他」：和解あっせんが進め方、競業禁止義務、ワクチン接種義務、作業前の解除、研修費の返還、フリーランスへの切替、

発注減少、プラットフォームのシステム・評価方法への苦言、契約更新拒絶など。

2—フリーランス保護新法の内容と求められる対応

フリーランス保護新法はフリーランスと企業などの発注事業者の間の取引の適正化とフリーランスの就業環境の整備を目的として、①書面等による取引条件の明示、②報酬支払期日の設定・期日内の支払、③禁止事項、④募集情報の的確表示、⑤育児介護等と業務の両立に対する配慮、⑥ハラスメント対策に係る体制整備、⑦中途解除等の事前予告について定めている(図表4)。

フリーランス保護新法の目的のうち、フリーランスと企業などの発注事業者の間の取引の適正化については公正取引委員会、フリーランスの就業環境の整備は厚生労働省の所管であり、所管省庁が2つあるということもフリーランス保護新法の特徴である。

従来はフリーランスの企業の取引は下請法により保護されてきたが、フリーランス保護新法と下請法は、保護範囲と規制範囲に違いがある。下請法は、資本金1,000万円超の事業者のみを規制対象としているのに対して、フリーランス保護新法では資本金の金額によらず企業は規制の対象となる。このため、資本金1,000万円以下の企業は下請法による規制は必要とならなかったが、フリーランス保護新法では対応を求められることとなる。

フリーランス保護新法では法律の対象となるフリーランスを「特定受託事業者」と呼称している。特定受託事業者とは業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しないものを指す。

また、下請法では、書面交付や報酬支払期限といった取引に関することが規制対象であるのに対して、フリーランス保護新法では、ハラスメント対策に係る体制整備、育児介護等と業務の両立に対する配慮といった労働者類似の保護が盛り込まれており、企業はこれらの対応を行う必要がある。

図表4 フリーランス保護新法の内容

義務項目	具体的な内容
①書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合の、書面等による「委託する業務の内容」「報酬の額」「支払期日」等の取引
②報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内の報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③禁止事項	フリーランスに対し、継続的業務委託をした場合に法律に定める行為をしてはならないこと 例えば、フリーランスに責任がないにもかかわらず、「発注した物品等を受け取らないこと」、「発注時に決めた報酬額を後で減額すること」、「発注した物品等を受け取った後に返品すること」
④募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤育児介護等と業務の両立に対する配慮	継続的業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと 例えば、「フリーランスが妊婦検診を受診するための時間を確保できるようにしたり、就業時間を短縮する」、「育児や介護等と両立可能な就業日・時間としたり、オンラインで業務を行うことができるようにする」といった対応が想定されます。
⑥ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関する相談対応のための体制整備などの措置を講じること 例えば、「従業員に対してハラスメント防止のための研修を行う」、「ハラスメントに関する相談の担当者を定める」、「ハラスメントが発生した場合には、迅速に事実関係を把握する」などの対応が想定されます。
⑦中途解除等の事前予告	継続的業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、原則として30日前までに予告しなければならないこと

(資料)公正取引委員会、「フリーランスの取引に関する 新しい法律ができました」

3—フリーランス保護の今後の課題

働き方の多様化に伴い国内でのフリーランスは増加してきたが、フリーランスを保護する制度の整備は追いついていなかった。また、従業員を雇用することによる社会保険料負担や労働基準法の規制から逃れ、形式上フリーランスとすることで安価な労働力として利用する「偽装フリーランス」の問題が指摘されていた。

こうした問題を解決し、フリーランスを適切に保護することが今回の新法制定等により進められているが、課題点も残されている。フリーランス保護新法により、労働者類似の保護が整備された。

しかし、フリーランスは厚生年金に加入できないなど、フリーランスのセーフティネットにはいまだに課題が残されている。その一方で、厳しすぎる規制は企業がフリーランスを使うことを難しくしかねない。今後のフリーランス保護に関する制度整備の進展と実態の改善状況が注目される。

(お願い) 本誌記載のデータは各種の情報源から入手・加工したものであり、その正確性と安全性を保証するものではありません。また、本誌は情報提供が目的であり、記載の意見や予測は、いかなる契約の締結や解約を勧誘するものではありません。